

総合評価落札方式実施要領

(平成 20 年 3 月 4 日 19 土政技第 264 号)

(最終改正 令和 8 年 8 月 20 日 8 建政技第 145 号)

(趣旨)

第 1 この要領は、別に定める「建設工事に係る受注希望型競争入札実施要領」及び「建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札実施要領」（以下「受注希望型競争入札実施要領」という。）に基づく入札のうち、地方自治法施行令（以下「政令」という。）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、建設工事等に関して競争入札等を実施する場合に価格及びその他の条件をもって落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）に関する必要な事項を定める。

(対象工事等)

第 2 建設工事（以下「工事」という。）及び建設工事に係る測量・調査・設計等委託業務（以下「業務」といい、工事及び業務を併せて以下「工事等」という。）のうち、工事にあつては予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下「予定価格」という。）900 万円以上（ただし、第 3 第 3 項第 2 号に規定する工事成績等簡易Ⅱ型にあつては 600 万円以上、地域貢献等簡易型にあつては 150 万円以上）、業務にあつては予定価格 300 万円以上（ただし、第 3 第 3 項第 3 号に規定する技術者実績等簡易Ⅱ型にあつては 200 万円以上）のものを対象とし、次のいずれかに定める場合とする。

- (1) 入札者が提示する施工計画、技術提案等（以下「技術提案等」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事等
- (2) 入札者の工事成績、工事実績、技術者の能力、社会貢献や現場条件に対する知見等（以下「工事成績等」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事
- (3) 入札者の業務成績、技術者の実績及び資格、社会貢献等（以下「技術者実績等」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当とされる業務
- (4) その他必要と認める工事等

(総合評価の方法)

第 3 総合評価落札方式で定める評価は、次の各号の規定による。

- (1) 総合評価点：価格点と価格以外の評価点を総合した評価点
- (2) 価格点：入札価格に基づいて算定した評価点
- (3) 価格以外の評価点：入札者の技術提案等の内容や工事成績等又は技術者実績等から算定した評価点

2 前項各号の評価点は、別添 1 「総合評価点算定基準」に基づき配点するものとする。

3 総合評価の形式は次のとおりとする。

- (1) 技術提案型：第 2 第 1 号に該当し、技術提案等及び第 2 第 2 号または同第 3 号を合わせて評価する場合
- (2) 工事成績等簡易型・工事成績等簡易Ⅱ型・地域貢献等簡易型：第 2 第 2 号の工事に該当し、工事成績等を評価する場合
- (3) 技術者実績等簡易型・技術者実績等簡易Ⅱ型：第 2 第 3 号の業務に該当し、技術者実績等を評価する場合
- (4) 第 2 号と「内訳書等の提出及び下請要件を付する受注希望型競争入札」を併用して実施する場合を「総合評価落札方式（工事成績等簡易型）・下請要件付き」と称し、第 2 号及び第 3 号を合わせて「簡易型」と総称する。
- (5) その他：この要領に定めない方式による場合

(受注希望型競争入札実施要領の適用)

第 4 本要領に規定する事項以外は受注希望型競争入札実施要領の規定を適用するものとする。

ただし、受注希望型競争入札実施要領第 1 4（入札回数）の規定による入札回数を限度とし、政令第 167

条の2第1項第8号の規程による随意契約は行わないものとする。

(総合評価落札方式の実施)

第5 発注機関の長は、本要領により落札者を決定するための総合評価の方法や配点（以下「落札者決定基準」という。）を定めようとするときは、主務部局長（以下「部局長」という。）に関係資料を提出するものとする。（様式1号）

(学識経験者の意見聴取)

第6 部局長は、本要領により落札者決定基準を定めようとするときは、長野県総合評価技術委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。なお、当該意見聴取の際に、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて、委員会の意見を聴かなければならない。（様式2-1号）

2 長野県総合評価技術委員長は、前項による意見聴取を行なったときは、その結果を部局長に報告するものとする。（様式3-1号）

3 部局長は、前項の報告を受けたときは、その結果を速やかに発注機関の長に通知（様式3-2号）するとともに、落札者決定基準（評価項目及び配点）を長野県公式ホームページに公表するものとする。

(落札者決定基準)

第7 発注機関の長は、総合評価落札方式による発注方法について、第6第3項の通知（様式3-2号）を受けたときは、速やかに実施を決定するものとする。

2 発注機関の長は、第6第1項による落札者決定基準に係る意見聴取の結果、意見が付されたときは、建設工事請負人等選定委員会において審議のうえ実施を決定するものとする。

(落札者決定の際の意見聴取)

第8 発注機関の長は、第6第1項で落札者を決定しようとするときに改めて委員会の意見を聴くこととなった場合において本要領により落札者を決定しようとするときは、部局長に関係資料を提出するものとする。（様式第13号）

2 部局長は、前項により資料が提出された場合は委員会の意見を聴かなければならない。（様式14-1号）

3 長野県総合評価技術委員長は、前項による意見聴取を行ったときは、その結果を部局長に報告するものとする。（様式3-3号）

4 部局長は、前項の報告を受けたときは、その結果を速やかに発注機関の長に通知するものとする。（様式16号）

5 発注機関の長は、落札者の決定について前項の通知があったときは、速やかに落札者を決定するものとする。

(価格以外の評価点の審査及び決定)

第9 価格以外の評価点の審査及び決定は、次の各号の規定による。

（1）第3第3項第1号の技術提案型による場合の技術提案等の評価点の審査および決定は、「総合評価落札方式（技術提案型）試行要領」によるものとする。

（2）第3第3項第2号又は3号の評価点は、入札者から提出される「価格以外の評価点申請書」（第5-3号）又は電子入札システムによる申請に基づき採点し、発注機関の長が決定するものとする。

(価格以外の評価結果の公表と評価結果に対する疑義照会)

第10 発注機関の長は、価格以外の評価点を長野県公式ホームページに掲載するものとする。（様式4-1号又は様式4-2号）

2 入札者は、前項により公表された日を含めて2日間（休日を含まない）の受付期間（受付最終日の締め切り時間は12時とする）に、自らの評価点のうち価格以外の評価項目（技術提案項目を除く）について疑義照会ができるものとする。（様式17号）

(落札決定方法)

第11 総合評価落札方式で定める落札決定の方法は次の各号の規定による。

- (1) 第3第3項第1号の技術提案型による場合の入札書の開札は、価格以外の評価点が決定した後に行う。
- (2) 第3第3項第2号の工事成績等簡易型・工事成績等簡易Ⅱ型・地域貢献等簡易型又は同項第3号の技術者実績等簡易型・技術者実績等簡易Ⅱ型による場合の入札書の開札は、価格以外の評価点を公表する前に行う。
- (3) 入札者のうち、次のいずれの要件も満たす者を価格以外の評価対象とする。
 - ア 価格以外の評価を行うため、入札公告で定めた技術提案等の資料又は価格以外の評価点申請書を提出した者
 - イ 入札書が公告に定めた必要な要件を満たし、無効でない者
- (4) 入札者のうち、次の要件のいずれも満たす者を対象に総合評価を行う。
 - ア 入札価格が予定価格以内の入札者
 - イ 第3第3項第2号の「工事成績等簡易型・工事成績等簡易Ⅱ型・地域貢献等簡易型」及び同項第3号の「技術者実績等簡易型・技術者実績等簡易Ⅱ型」による場合は、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領（平成15年4月14日15監技第7号）第5又は第7において無効（失格）とならない者
- (5) 価格以外の評価点申請書に相違がないことを確認するため、落札候補者に対し、必要な調書及び資料の提出を求め内容を確認するものとする。
- (6) 前号の確認において総合評価点が過大となる相違があった場合は、総合評価点を減点修正し、落札候補者が変わる場合、次順位者について確認するものとする。ただし、相違の内容が悪質である場合は無効（失格）とする。
- (7) 発注機関の長は、落札候補者通知書（受注希望型競争入札実施要領様式9）の通知後、価格以外の評価点の相違が判明し、総合評価点による順位が入れ替わる場合は、落札候補者取消し通知書（様式5－8号）により落札候補者の通知を取り消すものとする。
- (8) 落札候補者は、総合評価点の最も高い者とする。

（入札参加者への周知）

第12 発注機関の長は、入札参加者に対し、本要領等を長野県公式ホームページに掲載すると共に、入札公告（様式5－1号又は様式5－2）により次の事項を周知する。

- (1) 総合評価落札方式を採用していること。
- (2) 総合評価の落札者決定基準（評価項目及び配点）に関すること。
- (3) 入札時又は落札候補者資格審査時に提出が必要な技術提案等の資料に関すること。
- (4) 落札者決定方法に関すること。
- (5) 価格以外の評価結果の公表及び評価結果に対する疑義照会に関すること。
- (6) 価格以外の評価内容の確保等に関すること。

（入札時に必要な資料）

第13 入札者は価格以外の評価を行うに必要な技術提案等の資料又は価格以外の評価点申請書を入札書と同時に提出するものとする。

2 前項の価格以外の評価を行うに必要な資料を提出しない入札者の入札書は無効とする。

（価格以外の評価内容の確保等）

第14 発注機関の長は、第11による落札候補者との契約前に価格以外の評価内容を満足しない事実が確認された場合は当該落札候補者とは契約しないものとする。

2 発注機関の長は、契約人が技術提案等の内容を満足できなかった場合にあつては、別添2により取り扱うものとする。

（その他）

第15 発注機関の長は、本要領に関して疑義が生じた場合は、部長に協議し対応する。

2 本要領に基づく手続を別表3「手続きのフロー」に示す。

3 本要領で定める規定の一部については、政令第167条の12第4項及び167条の13により実施する場合に準用することができるものとする。

附則

(施行期日)

1 本要領は、平成20年4月1日から施行する。

(総合評価落札方式試行要領の廃止)

2 総合評価落札方式試行要領は、廃止する。

(経過措置)

3 この要領の施行の際、現に廃止前の総合評価落札方式試行要領により入札公告した工事及び業務は、なお従前の試行要領による。

附則

本要領は、平成21年5月25日から施行する。

附則

本要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

本要領は、平成23年7月25日から施行する。

附則

本要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

本要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

本要領(別添1)は、平成25年7月1日から施行する。

附則

本要領(第6、第8)は、平成25年4月23日から施行する。

附則

本要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

本要領は、平成27年1月1日から施行する。

附則

本要領は、平成27年10月1日から施行する。

附則

本要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

本要領は、平成28年10月1日から施行する。

附則

本要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

本要領は、平成29年6月14日から施行する。

附則

本要領は、平成30年1月9日から施行する。

附則

本要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

本要領は、平成30年8月1日から施行する。

附則

本要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本要領は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附則

本要領は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附則

本要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本要領は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附則

本要領は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附則

本要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本要領は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附則

本要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本要領は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

附則

本要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本要領は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附則

本要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本要領は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

附則

本要領は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

附則

本要領は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

ただし、「別添 1 総合評価点算定基準 第 4 価格点の算定方法」は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

附則

本要領は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。